

## 確定拠出年金法施行規則、運管令、「確定拠出年金制度について」及び規約承認基準の一部改正案に関する意見募集について

対象

DB

厚生基金

DC

退職金

その他

内容

法令通知

財政運営

資産運用

会計基準

その他

### ポイント

- 確定拠出年金法施行規則（省令）、確定拠出年金運営管理機関に関する命令（以下、運管令）、「確定拠出年金について」（法令解釈）、「確定拠出年金の企業型年金に係る規約の承認基準等について」の一部改正案に関する意見募集※1※2※3が開始されましたのでご案内します。
- 内容は、今年5月1日に施行された、運用改善（運営管理業務の委託と評価にかかる事業主の行為準則等）及び今後施行予定の「確定拠出年金の兼務規制の見直し（営業職員の兼務規制緩和に伴う運営管理機関の公表義務）」に関してです。

※1 [確定拠出年金法施行規則の一部を改正する省令案及び確定拠出年金運営管理機関に関する命令の一部を改正する命令案に関する御意見募集（パブリックコメント）について](#)

※2 [「確定拠出年金制度について」の一部改正案及び「確定拠出年金の企業型年金に係る規約の承認基準等について」の一部改正案に関する御意見募集（パブリックコメント）について](#)

※3 意見募集期限：平成30年6月19日

## 1. DC法施行規則(省令)の一部改正の概要

【施行日】平成31年7月1日(予定)

### 【DC兼務規制の見直し】

項目	施行規則の概要
運用の方法の公表	<p>(第19条3)【新設】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>企業型運用関連運営管理機関は、提示する運用の方法(※)を選定した理由及び当該運用に係る情報を一覧できるように取り纏めて記載し、インターネットを利用して閲覧に供する方法により公表するものとする</li> <li>(※)指定運用方法を提示する場合にあたっては、当該指定方法含む</li> <li>企業型運用関連運営管理機関は、公表した情報に変更がある場合には、少なくとも毎年1回、変更後の情報を公表するものとする</li> </ul> <p>(第59条)【変更】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>第19条3第1項中「企業型運用関連運営管理機関」とあるのは「個人型運用関連運営管理機関」と読み替える</li> </ul> <p>(第59条の2)【削除】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>5月11日の意見募集で示された第59条の2「個人型運用関連運営管理機関に関する運用の方法の公表」は削除</li> </ul>

発行元：三菱UFJ信託銀行 年金コンサルティング部

※本件に関するご照会は営業担当者までお願い致します。また本資料は、当社が公に入手可能な情報に基づき作成したものです。その内容の正確性・完全性を保証するものではありません。施策の実行にあたっては、実際の会計処理・税務処理等につき、貴社顧問会計士・税理士等にご確認くださいようお願い申し上げます。当レポートの著作権は三菱UFJ信託銀行に属し、その目的を問わず無断で引用または複製することを禁じます。

## 2. 「確定拠出年金について」(法令解釈)の一部改正の概要

### 【運営管理業務の委託と評価について】

項目	法令解釈の概要
事業主の行為準則に関する事項	<p>(事業主の忠実義務)【変更・追加】</p> <p>①運営管理機関又は資産管理機関の選定の際の評価項目として、「提示されることが見込まれる運用の方法」を追加</p> <p>②事業主は、企業型確定拠出年金制度を実施する主体であり、もっぱら加入者等の利益の観点から運営管理機関を選定する必要があることから、運営管理機関に委託している運営管理業務のうち、特に運用関連業務がもっぱら加入者等の利益の観点から適切に行われているかを確認するよう努めること</p> <p>③事業主は、例えば、下記事項について、運営管理機関から合理的な説明を受けるように努めること</p> <p>ア 提示された商品群の全て又は多くが1金融グループに属する商品提供機関又は運用会社のものであった場合、それが加入者等の利益のみを考慮したものであること</p> <p>イ 下記(ア)～(ウ)のとおり、他の同種の商品よりも劣っている場合に、それが加入者等の利益のみを考慮したものであること</p> <p>(ア)同種(例えば同一投資対象・同一投資手法)の他の商品と比較し、明らかに運用成績が劣る投資信託である場合</p> <p>(イ)他の金融機関が提供する元本確保型商品と比べ提示された利回りや安全性が明らかに低い元本確保型商品である場合</p> <p>(ウ)同種(例えば同一投資対象・同一投資手法)の他の商品と比較して、手数料や解約時の条件が良くない商品である場合</p> <p>ウ 商品ラインナップの商品の手数料について、詳細が開示されていない場合又は開示されているが加入者にとって一覧性が無い若しくは詳細な内容の閲覧が分かりにくくなっている場合、そのような内容になっている理由</p> <p>エ 運営管理機関が事業主からの商品追加や除外の依頼を拒否する場合、それが加入者等の利益のみを考慮したものであること</p>
運営管理機関の行為準則に関する事項	<p>(運営管理機関の忠実義務)【追加】</p> <p>・事業主に対する説明責任を積極的に果たすとともに、事業主との意見交換等を踏まえつつ、定期的に、自己の運営管理業務の遂行状況を点検・確認し、必要に応じて見直しを行うこと</p>

発行元：三菱UFJ信託銀行 年金コンサルティング部

※本件に関するご照会は営業担当者までお願い致します。また本資料は、当社が公に入手可能な情報に基づき作成したのですが、その内容の正確性・完全性を保証するものではありません。施策の実行にあたっては、実際の会計処理・税務処理等につき、貴社顧問会計士・税理士等にご確認くださいようお願い申し上げます。当レポートの著作権は三菱UFJ信託銀行に属し、その目的を問わず無断で引用または複製することを禁じます。

## 2. 「確定拠出年金について」(法令解釈)の一部改正の概要

項目	法令解釈の概要
事業主による運営管理機関の定期的な評価	<p>(事業主による運営管理機関の定期的な評価の考え方)【新設】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業主は、企業型確定拠出年金制度を実施する主体であり、もっぱら加入者等の利益の観点から運営管理機関を選定すること</li> <li>・事業主は、確定拠出年金制度を導入した後も、少なくとも5年毎に、運営管理機関の運営管理業務の遂行状況について評価を行い、運営管理業務の委託について検討を加え、必要があると認めるときは、運営管理機関の変更その他の必要な措置を講ずるよう努めること</li> <li>・事業主は、運営管理機関等から、その業務の状況等について、年1回以上定期的に報告を受けることされているが、報告内容についても、定期評価の際に考慮することが望ましい</li> <li>・運営管理業務に係る下記の「具体的な評価項目」の事項について報告を受け、運営管理機関の運営管理業務の遂行状況について評価を行い、当該報告内容及び評価の内容を加入者等に対して開示することが望ましい</li> </ul> <p>(具体的な評価項目)【新設】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・運営管理機関による運用商品が選定された時点から時間が経過しても、なお、加入者等にとって最適な運用商品が選定されているかを確認するため、以下の点が評価項目として考えられる             <ol style="list-style-type: none"> <li>① 運用商品に関する第9. 1(1)②の事項(本紙2頁の②③項目)</li> <li>② 運営管理機関による運用商品のモニタリングの内容(商品や運用会社の評価基準を含む)、またその報告の有無</li> <li>③ 加入者等への情報提供がわかりやすく行われていること(例えば、コールセンターや加入者ウェブの運営状況)</li> </ol> </li> <li>・確定拠出年金制度を長期的・安定的に運営するには、運営管理業務を委託する運営管理機関自体の組織体制や事業継続性も重要となることから、運営管理業務の運営体制、運営管理機関の信用及び財産の状況等を評価項目とすることが考えられる</li> <li>・定期的な評価は、事業主が主体的・俯瞰的に再点検し、運営管理機関との対話等を通じて、制度の是正又は改善につなげていくべきものであり、点検すべき項目や手法については、その企業の規模や加入者等の構成、制度導入からの定着度、投資教育の充実度等により、それぞれの事業主において異なると考えられるため、運営管理機関から運営管理業務に付随して提供を受けているサービス(例えば、投資教育を委託している場合の投資教育の内容や方法等)で点検すべき項目があれば、当該項目についても評価することが望ましい</li> </ul>

発行元：三菱UFJ信託銀行 年金コンサルティング部

※本件に関するご照会は営業担当者までお願い致します。また本資料は、当社が公に入手可能な情報に基づき作成したのですが、その内容の正確性・完全性を保証するものではありません。施策の実行にあたっては、実際の会計処理・税務処理等につき、貴社顧問会計士・税理士等にご確認くださいようお願い申し上げます。当レポートの著作権は三菱UFJ信託銀行に属し、その目的を問わず無断で引用または複製することを禁じます。